

自転車駐車場の設置の届出手続

次のいずれかに該当する場合は、本市受付窓口まで事前協議にお越しください。

- 集客施設で、建築物の延べ面積が300m²を超えるものを新築、増築又は改築する場合
- 共同住宅を新築、増築又は改築する場合(施設の規模に関係なくすべて)

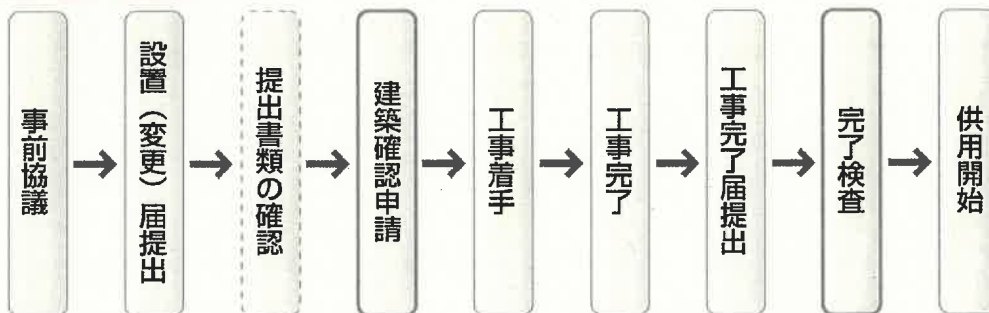
また、附置義務の適用により自転車駐車場を設置しようとする(届け出た事項を変更しようとする場合を含む。)場合は、「自転車駐車場設置(変更)届出書」に、次の図書を添付したものを2通作成して本市受付窓口へ提出してください。さらに、当該自転車駐車場の設置工事が完了したときは、速やかに「工事完了届出書」に、当該工事が完了した状況がわかる写真を添付したものを2通作成して本市受付窓口へ提出してください。詳しくは、「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例」及び「大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例施行規則」で確認してください。

※注:「自転車駐車場設置(変更)届出書」及び「工事完了届出書」は大阪市建設局ホームページからダウンロードできます。

添付書類

- (1) 施設及び自転車駐車場付近の見取図
- (2) 施設及び自転車駐車場の配置図
- (3) 施設の各階平面図
- (4) 自転車駐車場の平面図
- (5) 自転車駐車場の構造図
(階層式の自転車駐車場又は特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。)
- (6) 施設面積の積算内訳書(共同住宅を除く。)
- (7) 自転車駐車場の規模の算出計算書
- (8) 自転車駐車場の管理方法を記載した書類

手続きの流れ



受付窓口

対象	受付窓口
(1)集客施設で、大規模建築物の事前協議の対象となるもの	大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課 (本庁舎7階 06-6208-9319)
(2)共同住宅	
(3)集客施設で、上記(1)以外のもの	大阪市建設局総務部管理課(自転車対策担当) (大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6811)

※注:(2)と(3)が複合する施設の場合は、両方の受付窓口までお越しください。

自転車駐車場の管理

附置義務の適用により設置した自転車駐車場の設置者又は管理者は、当該自転車駐車場の敷地、構造及び設備並びに規模（台数）について、常に自転車駐車場の適正な利用を確保できるように管理してください。

集客施設

誘導員の配置や駐車中の自転車等の整理、巡回監視などにより、自転車駐車場の適正な利用を確保するように努めてください。

共同住宅

駐車中の自転車等の整理や巡回、自転車等への登録証の貼付等により、自転車駐車場の適正な利用を確保するように努めてください。

附置義務の対象とならない施設等の責務

- 附置義務の適用を受けない既存の施設、用途変更により自転車等の駐車需要が増加することとなった施設及び小規模な施設についても、当該施設の利用者又は居住者による自転車等の駐車スペースを確保するため必要な規模の自転車駐車場を設置し、適正に管理するようあわせてお願いいたします。
- 集客施設のほか、事務所などの施設についても、当該施設の顧客だけでなく、従業員による自転車等の駐車スペースもあわせて確保するために必要な規模の自転車駐車場を設置するようお願いいたします。
- 鉄道事業者等も、旅客の利便のための自転車駐車場を設置するよう努めてください。

その他の注意事項

大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例を適正に施行するため必要に応じて、次の権限を行使することがあります。

立入検査

施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をすることがあります。

措置命令

条例の規定に違反した者に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずよう命ずる場合があります。
また、当該命令に違反したときは、その旨、違反した者の氏名等を公表することがあります。

罰 則

条例の規定に違反した者に対して、違反の程度に応じて罰金刑を科すことがあります。

 **大阪市建設局総務部管理課（自転車対策担当）**

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 A T Cビル I T M棟 6 階

TEL : 06-6615-6811 FAX : 06-6615-6577